

事務連絡  
令和3年1月8日

各都道府県水道行政主管部（局） 殿  
各厚生労働大臣認可 

水道事業者
水道用水供給事業者

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

緊急事態宣言の発出を踏まえた  
職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について」（令和2年11月30日付け事務連絡）にて、職場における感染予防及び健康管理に努めていただくようお願いしたところですが、令和3年1月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が発出され、同日付けで「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）が改正されたところです。

基本的対処方針において、職場への出勤等につきましては、①緊急事態宣言の対象地域に属する特定都道府県については、「出勤者の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）等を強力に推進するとともに、事業の継続に必要な場合を除き20時以降の勤務を抑制すること、②特定都道府県以外の都道府県については、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけることとされたところです。

また、職場での感染防止を図るため、いずれの地域についても、事業場の換気励行等の感染防止のための取組や「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」を避ける行動の徹底、「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」の実践等について、周知等を行うこととされております。

こうした状況を踏まえ、「緊急事態宣言の発令を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について」（別添参照）にて、厚生労働省労働基準局から当局へ要請があり、水道関係を含めた所管団体に対し、職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について

周知協力が求められたところです。

については、水道事業者及び水道用水供給事業者（以下、「水道事業者等」という。）におかれましては、労務管理の基本的姿勢、職場における感染予防対策の徹底、配慮が必要な労働者等への対応、新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合の対応及び新型コロナウイルス感染症に対する正しい情報の収集等について、別添を参考として、職場における感染予防及び健康管理について努めていただきますよう改めてお願いいたします。

また、各都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、上記取組をお願いいたしますとともに、貴管下都道府県知事認可の水道事業者等に対して、本件を周知いただきますようよろしくお願いいたします。

**【別添】**

- ◎ 『緊急事態宣言の発出を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について』（令和3年1月8日付け厚生労働省基準局長通知）

本件問い合わせ先

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課  
鮫島、遠藤（爵）

電話：03-3595-2368（直通）

E-mail：[suidougi.jutsu@mhlw.go.jp](mailto:suidougi.jutsu@mhlw.go.jp)